

南砺市農業委員会第15回総会会議録

- 1.招集日時 令和 6年 9月 4日
- 2.開会時刻 令和 6年 10月 2日 午後1時57分
- 3.閉会時刻 令和 6年 10月 2日 午後3時11分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 16名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	欠
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	欠	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	欠
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	欠	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第67号 農地の非農地証明願いについて
議案第68号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第69号 農用地利用集積計画(案)の決定について

8.事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由

里、主査 高田 賢寿、主任 内山 葵

9.会議の概要

事務局長 皆様お疲れ様でございます。定刻より若干早いわけでございますけれども、出席予定の方がすべてお揃いですので、ただ今より第15回南砺市農業委員会令和6年10月の総会を開始したいと思います。まず初めに高田主査が10月の定期異動によりまして、新たに担当となりましたのでご紹介させていただきます。

事務局 高田と申します、よろしく申し上げます。

事務局長 よろしくお願いいたします。さて、今回農業委員さんの中で欠席の届け出が出ていたというお話を先ほどさせていただきましたが、農作業中の事故で重傷を負われたため欠席という委員さんもいらっしゃいます。9月13日発行の全国農業新聞の一面にも記事が載っておりましたが、農作業中の事故というのは、農業が労働安全衛生法上の適用外となっていることが多くて報告がないため実情がわからないわけでございます。死亡事故というのを、農林水産省が人口動態調査から集計しておりまして、2022年のデータでは農業従事者10万人当たり11.1人が死亡しているということだそうでございます。それに対しまして、建設業従事者10万人あたりでは5.9人が死亡しているというデータがあるそうです。こういうことですから農業従事者の死亡者がずいぶん多いという印象を受けられるかと思えます。

建設従事者が少ないのは法の規制がございまして、安全対策が十分なされていることから死亡者数が減少傾向となっております。農業従事者につきましては、法規制がないことだったり高齢化による安全意識の低下が要因となって死亡者は増加傾向にあるとお聞きしているところでございます。これまで事故が起こらなかったからといって、油断せず、より一層注意を払う必要がありますし、農作業事故は自然災害を超える最大の農業経営のリスクとなり得るということ念頭に置かなければならないと思っております。

それでは総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数20名中16名が出席されております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達しておりますので、総会が成立したことをここにお知らせいたします。会議開始にあたりまして岡村会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 大変お忙しい中、特に稲の収穫につきましては、最後の詰めの段階ということで、大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。先ほど事務局長からもありましたように、新聞等でもご承知の方もいらっしゃると思いますが、〇〇委員さんが大変重症ということで皆さん方にはくれぐれも気をつけて安全な農作業にあたっていただきたいなと思っております。1日も早く健康でまたご出席していただけるように祈っているところです。それでみなさん方にお手を煩わせております地域計画であります。冬も近づいてまいりましていよいよ大詰めに入っております。最後の地域ごとの検討委員会等よろしくお願いいたします。もう検討委員会もしばらくだというふう聞いておりまして、しっかり最後の詰めもよろしくお願いたいと思っております。地域農業の将来を描くということにつきましては、やはり皆さん方ご承知の様に釈迦に説法であります。人と農地というのが非常に大きなポイントになっておりま

す。今回地域でいろんな策定をしていく段階では、その二つにプラス何を作ればいいのかというかなどというように、作物を選ぶというのも重要なファクターではないかなど、どれを作ってどれだけの面積でどれぐらいの収益が上がるということもその地域に合った作物をどう選定していくかということも含めて、地域計画の議論の中で、将来的な話できるのかなど思っております。皆さん方には最後のところをお願いしたいということで思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、本日の第15回の農業委員会を開催いたします。ご覧いただいたような大変今回の議案が少のうございますが、慎重審議をよろしくお願いいたします。

議長

会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は、10番委員、12番委員の2名の方よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第65号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回2件の申請がありました。すべて田で3,793㎡です。受付番号1番です。

譲受人は、〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、田1筆 3,450㎡でございます。理由につきましては、経営規模の拡大ということでございます。譲受人のお父さんは認定農業者さんということで、ご家族で農業をやっておられて、譲受人も仕事はしておられますけれども、ご家族で農業を手伝っておられる方でありまして、お仕事も農協の職員さんということで、そちらで営農指導員さんもやっておられるということで農業に関する知識は十分にお有りということでございます。3人で協力してやっていかれるということで同じ世帯でありますし、今回は息子さんであります譲受人さんの名前で農地の方を取得されるということだそうでございます。

譲渡人さんでございますけれども、今までこの農地をご自分でやってこられていたのですけれども、もう高齢でできないということで、持っていらっしゃる農地全て、あるいは家とかも全部処分したいというふうに考えておられるようで、いろいろ今当たっておられるそうなんですけれども、その中で、今回この農地、それからその後出てくる作業所といいますか旧格納庫の部分につきましては譲受人さんが譲り受けてもいいよということになったそうで、今回の申請となっております。まだ他の農地がたくさんあるんですけれども、なかなか譲り受けてもらえる、所有してもらえ方が見つからないので今はちょっと借り手を探している段階というふうにお聞きしております。

受付番号2番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては田1筆 343㎡でございます。こちら理由につきましては、経営規模の拡大ということになっております。こちらの農地なんですけれども元々〇〇〇〇さんという方がちょっと地図の方を見ていただきますと申請地右側に色塗ってありますけどその左側に〇〇〇〇さんという名前で宅地があるかと思っております。この宅地を元々〇〇〇〇さんが購入して、その場合今回申請が上がっている農地も

取得したいと考えておられたんですけれども、この〇〇さんの宅地自身が未相続で、正直相続の見込みがないというふうなことで一旦〇〇さんは諦められまして、そうなると思うと誰かがどうにかしないといけないということで2年ほど前ですかね、こちらの総会で1回諮らせていただいたんですけども、今回の譲渡人になります〇〇さんが当時の所有者であります〇〇さんから農地を取得するという3条の申請がありまして、〇〇さんが今後、耕作管理するという案件として許可をしました。その後2年ほど〇〇さんの方でずっと耕作してこられていたんですけれども、先ほどのこの〇〇さんの宅地が、急遽、相続が終わったというようなことが分かれまして、それであれば自分がこの宅地を購入したいというふうにまたあの当時の思いが再燃しまして、宅地を購入する段取りに今なっているそうです。そうしますとその周りの農地もやっぱり宅地の周りですからこの〇〇さんが取得したいというふうになりまして、今回の申請ということになります。本当は3筆申請があったんですけども、ちょっと1筆はいろいろ検討する項目がありまして、今回は2筆のみの申請となっております、今後もしかしたらもう1筆出てくるかもしれないですけども今回は2筆のみの申請ということになっております。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 3筆あったのに、2筆になったという説明があったので、愚問かもしれませんが、もし差し支えないようでしたら、その1筆の状況を教えていただけたらありがたいです。

事務局 ちょっと一部もしかししたら転用するかもしれないという話が聞こえてきまして、それであれば、3条で申請するのでなくて初めから転用申請されたらどうですかというふうな投げかけをしまして、ちょっと今検討中という段階でございます。

〇〇委員 わかりました。転用ですね。

事務局 もしかししたら転用で出てくるかもしれません。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 66 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 66 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 1 件の申請があり、田 1 筆 226 m² です。

農機具格納庫 1 件 田 1 筆 226 m²

受付番号 1 番です。

こちらの案件は 7 月 2 日の総会で一度用途変更、軽微変更の案件としまして報告させていただいた案件でございまして、その後 7 月 26 日に公告済みでございまして、それを受けまして、今度転用の申請ということで今回挙がっております。譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんということで、先ほどの 3 条の 1 番目の案件と同じ方々になっております。申請地は田 1 筆 226 m²で、転用の目的としましては、農機具格納庫ということでございます。地図の方を見ていただきますと作業所というふうにも書いてありますが、現地は平成 13 年に現在の所有者であります〇〇さんが農地法上の手続きをしないまま農機具格納庫を建築してしまっておりまして、いわゆる無断転用の状態です。今回譲受人である〇〇さんが先ほどもちょっと言いましたけど取得して農機具格納庫として利用したいということになりまして、初めて無断転用であるということが判明いたしまして、今回是正申請をされるものでございます。〇〇さんはこちらを農機具格納庫として利用するわけでございますけれども、地図の方見ていただきますと先ほど〇〇さんのお宅がちょっと左上にありますとお伝えしてましたが、その宅地の隣と道路挟んで向かいに納屋というのが書いてあります。それと車庫というのも書いてありますけれども、こちらの部分の中に農機具とかを入れておられるそうでございます。先ほど譲受人さんのところは認定農業者で大規模にやっておられるという話をしましたけれども、こちらのところに農機具を入れたり、あるいはサツマイモ畑が 6,000 m²ほどあるそうで、そちらの荷さばき所として利用をするときには、車をちょっと外に出したりしてやらないといけなくて、車庫の中とか納屋の中は大型化した機械が入っていて数も増えていて、元々狭い上に、そういう作業をするときには一旦道路に出して、場所を作ってやらないといけないという状態だそうです。なのでこちらの農地を取得されまして、ここへ機械を一部移しまして、元々の場所を開けまして、そこで作業できるような状態にしたいということで今回の申請となっております。

農地区分につきましては農用地ということで、許可基準は、農機具格納庫ですから農業用施設ということで判断しております。以上でございます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

それでは、議案第 66 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 67号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

=議案第 67号について議案書をもとに朗読・説明=

事務局

今回は、2 件の申請がありました。

〇〇地域で1件 畑 1 筆 462 m² 〇〇地域で1件 畑 5 筆 758 m² 計 6 筆 1,220 m² 申出がありました。

1 番目は畑1筆462 m²で、所有者の方が〇〇〇〇さんでございます。実はこの案件は〇〇委員さんに、6 月 12 日に確認に出ていただいておりまして、現地を見ていた段階では確認ができたんですけども、書類の方との相違がわかりまして、全くよく似た地区の別のものを見てたということがわかりまして、そのままちょっと保留になっておりました。今回書類の方も整ったということでこちらの方で挙げさせていただいております。写真の方をご覧くださいますと、最近よく出てきております治山堰堤でございます。向かって左側、右岸側にありますけども、そちらのところはちょうどぼっかりと周りの木々から比べると、生えっぷりが違うなというようなところも見てとれまして、こちらが以前農地だったんだなということを確認して参りました。ちょっと日が経ちましたけども、〇〇委員さん、よろしく願いいたします。

〇〇委員

今ありました通り6月12日に事務局さんと〇〇さん私3名で現地の方を確認してまいりました。皆葎谷という谷川を2キロほど登ったところに場所がありまして、治山堰堤の工事でありました。今ほど事務局さんも説明された通り、申請地は、立木の中にポツンとあるような感じで現地で照らし合わせまして間違いないということで確認してきたわけです。

事務局

すいません、ちょっとその図面が全く別のものだったということで、はい、ありがとうございました。では続きまして2 番めです。所有者は〇〇〇〇さんでございます。資料の5 ページ目をご覧くださいまして、場所は右手の方が304 号線になっております。図面で上から下へ行くと上っていくという状況であります。ちょっと入口はわかりませんが図面の上の方では縄ヶ池線に入ってくるT 字がありまして、そこをずっと上ってくるとあるという土地であります。丸で五つ示してありますけれども、ちょっと細かいですが下から2 番目の6095-2 ですね。この番地のすぐ左手の道沿いに小さい四角がちょっと見えるのはわかりますでしょうか？こちらの方もご存知の方もいるかと思うんですが、休憩小屋といいますか、ログハウスのような作りの展望台のような休憩所があります。こちらから夫婦滝を眺めるというところの位置にありまして、そちらを中心にするような形で5筆が点在しているというところでありました。〇〇さんの方は昭和39年に元〇〇集落があったところですけども、離村されて富山に出られたということでそれまでは作っておられたんですが、その後数年後にですね、もう植林されて現在に至っているということでございます。これ以前にも森林組合さんの事業の関係でたくさんの方の非農地の認定もあったんですけども、それにかからなかった分、いくつかはいとこさんに渡したいということもありまして今回の案件となっております。〇〇さん自身ご高齢ですがすごいお元気な方で、ここ全部を何回も回っておられるようでして資料の写真、6 ページと7 ページになりますが、この写真も全部自前で撮ってきていただきまして、通し番号になってますけども、7 ページのNo.5とか7 ページのNo.6・7は白い看板が貼っ

てますけれども、これらは自分で撮っていただいた写真でございました。これをいただいてましたので現地は簡単に上から覗けばいいかなという気持ちでいたんですけども、やっぱり現地に行きますと木々で覆われていまして、ちょっと見えない状況でありました。たまたま確認に行ったときだけ雨が降ったこともありましたが、会長さんに出向いていただきまして、No.3とNo.4ですけれども、こちらの方を見てこよという事で、ちょっと途中険しい道を下りたり上がったりしてきましたけれども、確認を9月19日にしてきたところでございます。会長さんお願いします。

会長

私の方から現地確認の報告をいたします。今ほど事務局からあったので、取り立てていほどのことも少ないのですが、304号線に西部森林組合の作業所があるんですが、そこから夫婦滝の道路を入っていったところでございます。ちょうど旧の〇〇集落から上の方に昔は農地で野菜を作っておられたところで、おかげさまで〇〇さんが自分とこの地面をよくご存知でして杭まで打っておられたような状況で、非常に現地確認がやりやすかったです。境も50年以上経ってるんですが、大体境がそれなりに分かるという現地の状況でございました。そういうようなことで、本人が筆ごとに全部承知をしていて案内もきちんとしてくれたということで、現地確認が非常に楽に、ちょっと道は険しかったんですが、順調に見る事が出来たなと思っています。全て50年以上の現地になっておりますから、委員として認めることに異存はないなということで見てまいりましたので報告いたします。よろしくをお願いします

議長

以上の案件について、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第67号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第68号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第68号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回1件の証明書の依頼がありました。被相続人は〇〇〇〇さんで、相続開始年月日は令和6年1月15日でございます。相続人さんはそのお子さんであります同じ住所の〇〇〇〇さんということでございまして、今後引き続き特定貸付を行うということで、相手の方は有限会社〇〇〇〇さんということになっております。特例を受けたいという農地につきましては、6筆の田合わせて4,981㎡です。農地の場合、相続を受けて相続税を払う必要性があって、今後農業をやり続けますというふうに申請して承認されれば相続税が猶予される制度がありまして、今回こちらの適用を受けさせてほしいということで申請があったわけでございます。これまでですと、ご自分で農業をするということで

ないと納税猶予は受けれないというふうな話だったと思いますし、今までそんな案件ばかりだったと思うんですけども、多分今回初めてこういうふうにも他の人に預ける形での納税猶予の適用申請ということになるかと思っています。平成27年の1月から、今回のように利用権設定をして、他の方をお願いしている場合でもちゃんと農地を農地として利用し続けるのであれば、適用の対象にしますよというふうになりました。改正前ですと、20年間耕作し続ければ、相続税が免除されるという規定があったんですけども、平成27年の改正によりまして、今回みたいに人に預けるのもOKですよというふうになったんですが、それと同時に、20年で免除ということはなくなりまして、言ってしまうと誰かに預け続けなければいけないという感じになっております。この方の〇〇〇〇さんとの契約が来年の3月で切れることになっておりますので、そのときには間違いなく更新をしていただきたいということは今回証明書を出すときには必ず伝えますし、それがもしできなかつたら、この後利子税というものもかかってきますよという説明もすることになります。どういう場合に利子税がかかってくるかということなんですが、誰かに貸し続けるという約束で今回証明を受けるんで当然貸し続けることをやめたら、まずいけないんですけども、ただそれをすぐにできなかつたとしても猶予期間がありまして、2ヶ月間の間にまた次の預ける契約をしてくださいというふうになっています。その2ヶ月の間にちゃんと次の契約をすれば大丈夫というふうになっていて、ここで1回それで大丈夫なんですけども、もしその2ヶ月の間に預けれなかった場合は、税務署の方に今後1年以内にちゃんと預けますからということで承認申請を出して、承認されれば、1年間まだ期間的に猶予があるようで、その1年後までにちゃんとまた誰かに預ければ利子税はかかってきませんよというふうになっているようでございます。なので、初めの2ヶ月とその後の1年で1年2ヶ月間契約が切れた後、期間の猶予があるという感じになっているようでございます。結局農地をちゃんと農地として利用してもらうということが目的でございますので、ほぼないと思いますけど、例えば、契約が切れたときに、自分でやりますというのでも許されるそうです。預ける選択をしただけで預け続けられないといけないというふうなことも、ちょっと初め思ってたんですけど、そうでなくて、もし預ける人が見つけられなくて自分でやりますというのでも、OKだそうです。ただ何年も預けていた人が自分でそこからやりますというのは現実的にはなかなか難しいと思うので、結局は誰かにやっていただくのをずっと継続しないといけないということにはなると思います。なのでそれなりの覚悟を持ってこの猶予を受けてもらうようにはお伝えしてあるんですけども、たまたま被相続人であるお母さんが、以前同じように納税猶予を受けていたようで、20年耕作し続けて1回免除を受けた経験がおありなものですから、そのイメージが強いらしく、今はそれはいいですよというのは説明はしてあります。今後はずっと耕作し続けてもらっていることを3年ごとに確認していかないといけないので、そちらの方はまた、ちゃんとやっていきたいと思っております。地図は3ページに渡ってになっておりますけれども、一応現地を見てきましたら、〇〇〇〇さんがやっておられますので当然ですけどきちっと耕作されているのは確認しました。以上でございます。よろしくお願ひします。

会長 あまり出てこない案件ですね。

事務局 そうですね。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 今、地域計画をやってますけど現実には営農組合自体が法人になっている場合と、法人になってない場合、それから、相続できない家も結構あるし、被相続人の方が都会にいる方もいっぱいあります。非常に皆さん勉強しておられるから難しい問題で、これを話し出したらちょっときりが無いと思うんですが、出てきたなとちょっと思いました。法人になってるかなってないかとかいろんなことありますわね。今回の地域計画でも、法人になってない営農組合の方でも結構勉強しておられて、今まとめる地域計画にも法人になっていないといけないのじゃないかという結構強いご意見もあったんです。そんなこともあって、私自身が勉強不足ですから、これ以上のことをちょっと言っても蛇足になるのであれなんですけど、これを見てちょっとドキッとしました。初めてだし、ああ、でてきたなという感じで思いました。

事務局 この特定貸付というのが、いわゆる利用権設定ということで、今後はもう中間管理を通した契約しかできなくなりますので、かなり限定的なケースにはなってくると思います。

〇〇委員 全部中間管理をほとんどを通してと思います。

事務局 そうですね、今回の法人さんも中間管理を通しておられます。

〇〇委員 わかりました。それ聞いただけで、よくわかりました。

事務局 今後は、農地中間管理を通す契約のものが、言ってしまうとこの特定納税猶予の誰かに貸すケースで認められる場合というふうになってくるのかなと思います。

〇〇委員 ありがとうございます。それでだいぶんホッとしました。今どうですかね、中間管理機構はどれぐらいかな、8割ぐらいですかね。

事務局 いや、そこまではどうですかね。

〇〇委員 9割超すと思う。

事務局 まだ全然です。

議長 農業委員会としては、事務局の方でまた継続的にしっかり見ていくということをお願いしたい。

事務局 3年に1回更新時に確認するようなことになってますので、またそちらの方でしっかり確認していきたいと思います。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第68号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 69 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

=議案第 69 号について議案書をもとに朗読・説明=

事務局

利用権設定等に関する案件で、今回は 9 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、3 件・8 筆の申請がありました。面積は、すべて田で 13,902 m² です。

今回も中間管理事業はないので相対のみとなります。農地の所有者で言うところの 2 名分になります。1 番 2 番については担い手替えされまして、今度から〇〇さんが借り受けされます。3 番の方は、〇〇さんが借りられて、賃借料の方は地域の標準賃借料に準ずるとのことです。

流動化率は前回より微増の 62.87%です。

議長

はい、ありがとうございます。ただいまの件についてご質問のある方よろしくをお願いします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 69 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局

- ・農地パトロールの実施依頼
日程決めて班編成で実施⇒期間を決めて担当委員で実施
合わせて可能なら意向調査
活動記録に必ず記載すること⇒報償費の対象
農地パトロール旗・ポール・帽子・腕章配布
身分証明を携行して安全面を考えてできれば 2 人体制で
判断基準の説明
タブレット使用したい方は、設定してお届けするので申し出ください。
- ・富山県農業委員会研修大会 11/13 開催案内
出欠及び移動手段の報告締切 11/6
- ・アグリとやま第 132 号配布

議長

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和6年11月6日(水)午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第15回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時11分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長